

# 山梨県公報

号外第十八号

平成二十二年

三月三十日

火 曜 日

## 目 次

### 条 例

公立大学法人山梨県立大学への職員の引継ぎに関する条例	三
山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例	三
山梨県部等設置条例の一部を改正する条例	三
山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	五
山梨県情報公開条例等の一部を改正する条例	五
山梨県安全・安心なまちづくり条例の一部を改正する条例	六
山梨県職員定数条例の一部を改正する条例	七
山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例	七
山梨県職員給与と条例等の一部を改正する条例	八
山梨県手数料条例の一部を改正する条例	九
山梨県衛生公害研究所手数料条例の一部を改正する条例	一〇
山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例	一〇
山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例	一一
山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例	一二
山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	一四
山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一四
山梨県保健所手数料条例を廃止する条例	一四
山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例	一五

## 条例のあらまし

**公立大学法人山梨県立大学への職員の引継ぎに関する条例(条例第八号)(私学文書課)**

1 地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学に引き継がれることとなる職員が現に所属する県の内部組織を県立大学とすることとした。

2 この条例は、設立の登記をすることによって公立大学法人山梨県立大学が成立する日から施行することとした。

**山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第九号)(私学文書課)**

1 県立大学の公立大学法人への移行に伴い、次の改正等を行うこととした。

(一) 次の条例を廃止することとした。

(2)(1) 山梨県立大学設置及び管理条例  
山梨県立大学授業料、入学料及び入学検定料条例

(二) 県職員と公立大学法人職員との人事交流が円滑に行われるよう、次の条例について規定の整備を行うこととした。

(1) 山梨県職員の退職手当に関する条例

(2) 山梨県職員給与と条例  
山梨県警察職員給与条例

(三) 次の関係条例の規定について、規定の整備を行うこととした。

(1) 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例  
(2) 山梨県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

(3) 山梨県職員等の給与の特例に関する条例

2 この条例は、設立の登記をすることによって公立大学法人山梨県立大学が成立する日から施行することとした。

**山梨県部等設置条例の一部を改正する条例(条例第十号)(行政改革推進課)**

1 簡素で効率的な、県民にわかりやすい組織体制を構築するため、企画部内の県民室を廃止することに伴い、企画部の名称を企画県民部に改めることとした。

2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

**山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第十一号)(市町村課)**

1 知事の権限に属する事務のうち市町村に移譲した次の法律に関する事務の一部について、処理する市町村を拡大することとした。

(一) 地方自治法  
児童福祉法

(二) 屋外広告物法  
土地改良法

(三) 採石法  
母子及び寡婦福祉法  
母子保健法

- (八) 砂利採取法
- (九) 公有地の拡大の推進に関する法律
- (十) 不動産登記法
- (十一) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 2 その他規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
- 山梨県情報公開条例等の一部を改正する条例**(条例第十二号)(私学文書課)
- 1 山梨県営病院の地方独立行政法人への移行及び山梨県立大学の公立大学法人への移行にかんがみ、次の改正を行うこととした。
  - (一) 県が設立した地方独立行政法人を山梨県情報公開条例及び山梨県個人情報保護条例の実施機関に加えることとした。
  - (二) 法人が行う情報の開示の実施に係る費用は、知事が定める額を参酌して地方独立行政法人が定めることとした。
  - (三) 県が設立した地方独立行政法人に対する情報公開の申請について、情報通信の技術を利用して行うことができることとした。
- 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
- 山梨県安全・安心なまちづくり条例の一部を改正する条例**(条例第十三号)(県民生活・男女参画課)
- 1 県民が安全かつ平穩に暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、安全・安心なまちづくりに関する基本的施策に、県が、犯罪被害者等に対する支援を行う者と連携して必要な支援を行うことに加えることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県職員定数条例の一部を改正する条例**(条例第十四号)(人事課)
- 1 山梨県営病院の地方独立行政法人への移行及び山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴い、知事部局の定数を四千八百五十二人から三千七百九十四人に引き下げることとした。
- 2 警察活動の強化を図るため、警察官の定数を千六百二十人から千六百二十七人に引き上げることとした。
- 3 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。ただし、1については、設立の登記をすることによって地方独立行政法人山梨県立病院機構が成立する日又は設立の登記をすることによって公立大学法人山梨県立大学が成立する日のいずれか遅い日から施行することとした。
- 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例**(条例第十五号)(人事課)
- 1 労働基準法の一部改正等にかんがみ、次の改正を行うこととした。

- (一) 一箇月六十時間を超える時間外勤務に対する時間外勤務手当の割増率を、二十五パーセントから五十パーセントに引き上げることとした。
- (二) (一)の引き上げ分の時間外勤務手当の支給に代えて、職員の希望により正規の勤務時間において勤務することを要しない日又は時間を指定することができることとした。
- 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例**(条例第十六号)(財政課)
- 1 政治資金規正法の一部改正にかんがみ、別表第二に次の手数料を加えることとした。
  - 少額領収書等の写しの交付手数料 用紙一枚につき十円等
- 2 土壌汚染対策法の一部改正にかんがみ、別表第二に次の手数料を加えることとした。
  - (一) 汚染土壌処理業許可更新申請手数料 二十二万円
  - (二) 汚染土壌処理業変更許可申請手数料 二十二万円
- 3 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
- 山梨県衛生公害研究所手数料条例の一部を改正する条例**(条例第十七号)(衛生薬務課)
- 1 衛生公害研究所と衛生監視指導センターを統合し、新たに衛生環境研究所を設置することに伴い、条例の題名を山梨県衛生公害研究所手数料条例から山梨県衛生環境研究所手数料条例に改めることとした。
- 2 附則において、山梨県食品衛生法施行条例の一部改正を行うこととした。
- 3 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
- 山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例**(条例第十八号)(商工企画課)
- 1 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定めることとした。
- 2 廃棄する機器に係る使用料及び手数料を削ることとした。
- 3 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
- 山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例**(条例第十九号)(産業人材課)
- 1 専門課程の授業料を次のとおり改定することとした。
 

区分	金額
学生	年額 三九〇、〇〇〇円
聴講生	一単位につき 五、〇〇〇円
- 2 専門短期課程の受講料を次のとおり改定することとした。

専門課程	単位	金額
専門短期課程	一 訓練科一人につき	三、三〇〇円以上 八、三〇〇円以下

- 3 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。  
**山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十号）（治水課）
- 1 河川敷地を電柱、電話柱等を設置するために供する場合の土地占用料を原が管理する道路の占用料に準じて改定することとした。
- 2 農地法の一部改正にかんがみ、河川敷地を水田、畑等の用途に供する場合の土地占用料を標準小作料を基準として知事が定める方法から、農業委員会が提供する実勢の賃借料に関する情報を基準として知事が定める方法に改めることとした。
- 3 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。  
**山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十一号）（企業局総務課）
- 1 北杜市及び南都留郡富士河口湖町に小水力発電施設を新設するため、電気事業に塩川第二発電所及び若彦トンネル湧水発電所を加えることとした。
- 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。  
**山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十二号）（学術文化財課）
- 1 教育委員会の権限に属する事務のうち市町村に移譲した文化財保護法等に関する事務の一部について、処理する市町村を拡大することとした。
- 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。  
**山梨県保健所手数料条例を廃止する条例**（条例第二十三号）（衛生薬務課）
- 1 保健所における飲料水の検査業務を廃止することに伴い、山梨県保健所手数料条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。  
**山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例**（条例第二十四号）（議会）
- 1 山梨県部等設置条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

## 条 例

公立大学法人山梨県立大学への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第八号

公立大学法人山梨県立大学への職員の引継ぎに関する条例

（趣旨）

**第一条** この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号、次条において「法」という。）第五十九条第二項の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の引継ぎ）

**第二条** 法第五十九条第二項に規定する条例で定める県の内部組織は、山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十二年山梨県条例第九号）第一条の規定による廃止前の山梨県立大学設置及び管理条例（平成十六年山梨県条例第四十六号）第二条に規定する山梨県立大学とする。

附 則

この条例は、地方独立行政法人法第九条第三項の規定により設立の登記をすることによって公立大学法人山梨県立大学が成立する日から施行する。

山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第九号

山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例

（山梨県立大学設置及び管理条例及び山梨県立大学授業料、入学料及び入学検定料条例の廃止）

**第一条** 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 山梨県立大学設置及び管理条例（平成十六年山梨県条例第四十六号）
- 二 山梨県立大学授業料、入学料及び入学検定料条例（平成十六年山梨県条例第四十七号）

（山梨県職員給与条例の一部改正）

**第二条** 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「又は国家公務員」を「、国家公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条に規定する一般地方

独立行政法人をいう。第二十五条の二第二項において同じ。）の「役職員」に改める。

第二十五条の二第二項中「又は国家公務員」を、「国家公務員又は一般地方独立行政法人の役職員」に改める。

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第三条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「大学」を削り、同条第二項中「大学においては学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び教務職員を」を削る。

第五条中「左に」を「次に」に改め、同条第四号を削る。

第五条の二第一項中「学長を除く。」を削り、同条第二項中「うち大学の学長の給料月額を教育職給料表(一)五級指定号給の額とし、学長以外の教育職員についてはその」を削り、「格付し」を「格付をし」に改める。

第八条第一項中「(学長を除く。)」を削り、同条第三項中「(人事委員会規則で定める教育職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)」を削る。

第十一条の二第一項中「(学長を除く。)」を削る。

第十一条の三第一項を次のように改める。

初任給調整手当は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された教育職員に対して、月額二千五百円を超えない範囲内の額を、採用の日から五年以内の期間、採用の日から一年を経過することによる額を減じて支給する。

第十四条の二第三項中「又は国家公務員」を、「国家公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。第十六条の五第二項において同じ。）」の「役職員」に改める。

第十六条の五第二項中「又は国家公務員」を、「国家公務員又は一般地方独立行政法人の役職員」に改める。

第二十条の二第二項中「学長又は」及び「これらの者には」を削る。

第二十一条の六第一項中「学長及び」を削る。

別表第一を削る。

別表第二中「~~労働標準法(一)~~」を「~~労働標準法(一)~~」に改め、同表を別表第一とする。

別表第三中「~~労働標準法(三)~~」を「~~労働標準法(二)~~」に改め、同表を別表第一とする。

別表第四中「~~労働標準法(四)~~」を「~~労働標準法(三)~~」に改め、同表を別表第三とする。

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第四条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「大学、」を削る。

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第五条 山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「同法」を「地方公務員法」に改める。

第五条の二第二項中「若しくは同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」を、「同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員若しくは第八条の二第一項に規定する特定一般地方独立行政法人役員」に、「又は同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は第八条の二第一項に規定する特定一般地方独立行政法人役員」に改め、同項中第二十三号を第二十五号とし、第二十二号の次に次の二号を加える。

二十三 第八条の二第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間

二十四 第八条の二第二項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間

第八条の次に次の一条を加える。

(特定一般地方独立行政法人役員から復帰した職員等の在職期間の計算)

第八条の二 職員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されず、引き続き当該法人の役員となつた場合に、職員としての勤務期間を当該法人の役員としての勤務期間に通算することを定めている法人に限る。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条及び第十九条第五項において「特定一般地方独立行政法人役員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人役員が、一般地方独立行政法人の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の

第七条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人役員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 前二項の場合における特定一般地方独立行政法人役員としての在職期間の計算については、第七条（第五項及び第六項を除く。）の規定を準用する。  
第十九条に次の一項を加える。

5 職員が第八条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人役員となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。  
（山梨県警察職員給与条例の一部改正）

第六条 山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「又は国家公務員」を、「国家公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。第二十二條の二第二項において同じ。）の役員」に改める。

第二十二條の二第二項中「又は国家公務員」を、「国家公務員又は一般地方独立行政法人の役員」に改める。

（山梨県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第七条 山梨県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和五十九年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「補償の実施」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関（以下「実施機関」という。）を「県教育委員会」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「実施機関」を「県教育委員会」に改める。

第四条及び第五条中「実施機関」を「県教育委員会」に改める。

第六条中「県立大学の学校医等」に關しては規則で、県立大学以外の県立学校の学校医等に関するは「を削る。

（山梨県職員等の給与の特例に関する条例の一部改正）

第八条 山梨県職員等の給与の特例に関する条例（平成十七年山梨県条例第百五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号を削り、同項第三号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

#### 附則

（施行期日）

1 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第九条第三項の規定により設立の登記をすることによって公立大学法人山梨県立大学が成立する日から施行する。

（山梨県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行前に支給すべき事由が生じた県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する公務上の災害に対する補償については、なお従前の例による。  
3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 山梨県条例第十号

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例

山梨県部等設置条例（昭和二十八年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。  
第一条第二項第二号中「企画部」を「企画県民部」に改める。

#### 附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 山梨県条例第十一号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の二の項中「山梨市」を「都留市 山梨市」に改める。

第二条の表一の三の項中「山中湖村」を「西桂町 山中湖村」に改める。

第二条の表五の二の項中「甲斐市」を「北杜市 甲斐市」に改める。

第二条の表六の二の項中「昭和町」を「昭和町 西桂町」に改める。

第一条の表十の二の項中「甲州市」を「甲州市 中央市」に改める。

第二条の表十一の二の項八中「第三十一条の二第二項第十五号八」を「第三十一条の二第二項第十四号八」に改め、同項二中「第三十一条の二第二項第十六号二」を「第三十一条の二第二項第十五号二」に改め、同項水中「第六十二条の三第四項第十五号八」を「第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、同項八中「第六十二条の三第四項第十六号二」を「第六十二条の三第四項第十五号二」に改める。

第二条の表十五の項イ中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同項口中「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同項八及び二中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同項水中「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「第十九条第一項」を「第十九条第二項」に改め、同項八中「第三条第二項」を「第四条第二項」に、「第十九条第一項」を「第十九条第二項」に改める。

第二条の表十五の四の項中「笛吹市」を「笛吹市 上野原市」に、「西桂町」を「早川町 西桂町」に、「山中湖村」を「山中湖村 小菅村」に改める。  
第二条の表十五の六の項中「道志村」を「道志村 西桂町 山中湖村」に改める。  
第二条の表十六の二の項中「甲州市」を「甲州市 中央市」に改める。  
第二条の表十九の四の項中「甲斐市」を「甲斐市 笛吹市」に改める。  
第二条の表二十二の六の項中「甲府市」を「甲府市 都留市」に改める。  
第二条の表二十二の八の項中「山梨市 大月市」を「都留市 山梨市 大月市 韭崎市」に、「甲斐市」を「甲斐市 笛吹市 上野原市」に、「山中湖村」を「早川町 山中湖村」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」といふ。)第二条の表一の二の項、一の三の項、五の二の項、十の二の項、十五の四の項、十六の二の項、十九の四の項及び二十二の八の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令、条例若しくは規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表一の二の項、一の三の項、五の二の項、十の二の項、十五の四の項、十六の二の項、十九の四の項及び二十二の八の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令、条例又は規則の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村

の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県情報公開条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第十二号

山梨県情報公開条例等の一部を改正する条例

(山梨県情報公開条例の一部改正)

第一条 山梨県情報公開条例(平成十一年山梨県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第二十条」を「第十九条の二」に改める。

第二条第一項中「警察本部長」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「実施機関の職員」の下に「(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第八条第一号八中「(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削る。

第十九条第一項中「知事が定めるところにより」を削り、「定める額」の下に「(県が設立した地方独立行政法人にあつては、知事が定める額を参酌して当該地方独立行政法人が定める額)」を加える。  
第二十条中「(昭和三十七年法律第百六十号)」を削り、第三章第一節中同条の前に次の一条を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)  
第十九条の二 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立てをすることができる。

第三十八条第一項中「行つ法人」の下に「(県が設立した地方独立行政法人を除く。)」を加える。

(山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山梨県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県の機関」を「県の機関等」に改める。

第二条第一号に次のように加える。

八 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）

第二条第六号から第九号まで及び第三条から第七条までの規定中「県の機関」を「県の機関等」に改める。

第八条中「県の機関」を「県の機関等」に、「又は」を「、又は」に改める。

（山梨県個人情報保護条例の一部改正）

第三条 山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十二条の二」に改める。

第一条中「県の機関」の下に「及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を、「その他県の機関」の下に「及び県が設立した地方独立行政法人」を加える。

第二条第一項中「警察本部長」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人」を加え、同条第三項中「実施機関の職員」の下に「（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）」を加え、同条第六項中「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第一条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第五条第三項第七号及び第十条第二項第三号中「地方独立行政法人」の下に「（県が設立した地方独立行政法人を除く。）」を加える。

第二十六条第一項中「定める額」の下に「（県が設立した地方独立行政法人にあっては、規則で定める額を参酌して当該地方独立行政法人の規程で定める額）」を加え、同条第二項中「知事は、」を削る。

第四十三条中「（昭和三十七年法律第六十号）」を削り、第三章第四節中同条の前に次の一条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第四十二条の二 県が設立した地方独立行政法人が行った開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てをすることができる。

第五十七条第一項中「行つ法人」の下に「（県が設立した地方独立行政法人を除く。）」を加える。

## 附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 県が設立した地方独立行政法人が成立した日前に同日の前日において施行されていた山梨県情報公開条例の規定により実施機関が行った開示決定等その他の行為又は実施機関に対して行った開示請求その他の行為のうち、当該地方独立行政法人が行う業務に係るものは、当該地方独立行政法人が成立した日以後は、当該地方独立行政法人が行った開示決定等その他の行為又は当該地方独立行政法人に対して行った開示請求その他の行為とみなす。

3 県が設立した地方独立行政法人が成立した日前に同日の前日において施行されていた山梨県個人情報保護条例の規定により実施機関が行った開示決定等その他の行為又は実施機関に対して行った開示請求その他の行為のうち、当該地方独立行政法人が行う業務に係るものは、当該地方独立行政法人が成立した日以後は、当該地方独立行政法人が行った開示決定等その他の行為又は当該地方独立行政法人に対して行った開示請求その他の行為とみなす。

山梨県安全・安心なまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

## 山梨県条例第十三号

山梨県安全・安心なまちづくり条例の一部を改正する条例

山梨県安全・安心なまちづくり条例（平成十七年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（犯罪被害者等に対する支援）

第十九条 県は、犯罪等、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）により害を被つた者及びその家族又は遺族（以下この条において「犯罪被害者等」という。）を支援する活動を行う者と連携して、犯罪被害者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第十四号**

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例

山梨県職員定数条例（昭和二十八年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四、八五二人」を「三、七九四人」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を削る。

第六条中「一、六二〇人」を「一、六二七人」に、「一、九三一人」を「一、九三八人」に改める。

第十条第一項に次の一号を加える。

十一 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第九十一条第三項の規定により派遣されている職員

附則第三項中「千六百三十五人」を「千六百四十二人」に改める。

**附則**

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第九条第三項の規定により設立の登記をすることによって地方独立行政法人山梨県立病院機構が成立する日又は同項の規定により設立の登記をすることによって公立大学法人山梨県立大学が成立する日のいずれか遅い日から施行する。

山梨県職員給与与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第十五号**

山梨県職員給与与条例等の一部を改正する条例

（山梨県職員給与与条例の一部改正）

第一条 山梨県職員給与与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「（第九条）を」（第八条の四第一項）に改め、「学校職員給与与条例」という。）の下に「第九条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間、県職員勤務時間条例第九条若しくは学校職員勤務時間条例」を加える。

第二十六条第二項中「及び第四項」を、「第四項及び第五項」に改め、同条に次の三項を加える。

5 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外に勤務（県職員

勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条並びに学校職員勤務時間条例第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）した時間及び割振り変更前の勤務時間を超過して勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超過して勤務した時間（第二項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。）を合計した時間が一箇月について六十時間を超過した職員には、その六十時間を超過した全時間に対して、第一項（第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第三十条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、第一項の規定による勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、第二項の規定による勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 県職員勤務時間条例第八条の四第一項及び学校職員勤務時間条例第九条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超過して勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第三十条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、第一項の規定による勤務にあつては百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合、第二項の規定による勤務にあつては百分の五十から第二項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 第三項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは「百分の百」とする。

（山梨県警察職員給与与条例の一部改正）

第二条 山梨県警察職員給与与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「（第九条）を」（第八条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間、県職員勤務時間条例第九条）に改める。

第二十三条第二項中「及び第四項」を、「第四項及び第五項」に改め、同条に次の三項を加える。

5 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外の勤務（勤務時



間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)した時間及び割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した時間(第二項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。)を合計した時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項(第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第二項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、第一項の規定による勤務にあつては百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)、第二項の規定による勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 勤務時間条例第八条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、第一項の規定による勤務にあつては百分の百五十(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を減じた割合、第二項の規定による勤務にあつては百分の五十から第二項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 第三項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは「百分の百」とする。

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第八条の三の次に次の一条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第八条の四 任命権者は、山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)

第二十六条第五項又は山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)第二十三条第五項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措

置の対象となるべき時間(次項及び第十条第一項において「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等(第十条第一項に規定する勤務日等をいい、同項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第十条第一項中、「休日」を、「(第八条の四第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第十五条第三項中、「(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)」及び「(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)」を削る。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第四条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条の三の次に次の一条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第九条の四 県教育委員会は、山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)第二十六条第五項の規定により時間外勤務手当を支給すべき学校職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(次項及び第十一条第一項において「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある勤務日等(第十一条第一項に規定する勤務日等をいい、同項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された学校職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第十一条第一項中、「休日」を、「(第九条の四第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第十六条第三項中、「(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)」を削る。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

**山梨県条例第十六号**

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。  
別表第二の十二の二の項中、「（昭和二十三年法律第九十四号）」を削り、同項を同表十二の三の項とし、同表十二の項の次に次のように加える。

十二の二 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の十六第十五項の規定に基づく少額領収書等の写しの交付	少額領収書等の写しの交付手数料	イ 用紙一枚につき十円 ロ フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十三ミリメートルのものに限る。）一枚につき七十円 ハ 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの）に限る。一枚につき百二十円
---	-----------------	--

別表第二の百七十五の二の項の次に次のように加える。

百七十五の三 土壤汚染対策法第十二条第四項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	二十二万円
百七十五の四 土壤汚染対策法第二十三条第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	二十二万円

**附 則**  
この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県衛生公害研究所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十二年三月三十日

**山梨県条例第十七号**

山梨県衛生公害研究所手数料条例の一部を改正する条例

山梨県衛生公害研究所手数料条例（昭和二十九年山梨県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県衛生環境研究所手数料条例

第一条中、「山梨県衛生公害研究所」を「山梨県衛生環境研究所」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（山梨県食品衛生法施行条例の一部改正）

2 山梨県食品衛生法施行条例（平成十二年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の項中、「山梨県衛生公害研究所手数料条例」を「山梨県衛生環境研究所手数料条例」に改める。

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十二年三月三十日

**山梨県条例第十八号**

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例

山梨県工業技術センター諸収入条例（昭和六十一年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中 「パターングレーティング」 一時間 九六〇円 を「色彩管理装置」 同 一、二八〇円 「薄膜用微小硬度計」 同

理装置 一時間 一、二八〇円 に、

八二〇円  
を「薄膜用微小硬度計」  
同 八二〇円に、  
同 同

「ゼータ電位測定装置」  
同 二、七三〇円  
を「ゼータ電位測定装置」同

炭素・硫黄分析装置 同 一、九〇〇円  
「氷温庫」 同 三三〇円

二、七三〇円に、  
「氷温庫」  
同 三三〇円

「オートクレーブ」  
同 三三〇円  
を「オートクレーブ」  
同 六六〇円

「氷温庫」  
同 一、五四〇円  
を「オートクレーブ」同 一、五四〇円に、  
同 同

「インクジェット式三次元造形機」  
同 同  
「インクジェット式三次元造形機」  
同 同

紫外線強度計  
電磁式ふるい振とう機  
分光放射輝度計  
デジタル照度計

自動品温制御機能付き密閉型醸造タンクユニット（三十リットル八  
高速振動試料粉碎機  
試験用研削式精米機  
マイクローム  
定温振とう培養器  
回転曲げ疲労試験機（室温試験）

同（高温試験）  
冷却小型遠心機  
超音波映像装置  
炭素・硫黄分析装置  
ウォータージェット  
エックス線CT装置

エックス線テレビ検査装置 同  
真空遠心鑄造機  
「別表第二号の表繊維（ニット）製品及びその原材料を除く。」の項中「生地幅試験」  
型紙入力装置  
型紙出力装置  
エックス線透過試験装置  
電子ビーム加工機  
三、四五〇円  
三九〇円  
一八〇円  
九八〇円  
二二〇円  
四六〇円  
一〇〇円  
四四〇円  
八六〇円  
二、二一〇円  
五四〇円  
五六〇円  
二、三三〇円  
二、九五〇円  
一、九四〇円  
九〇〇円  
二、八八〇円  
二、〇五〇円  
八五〇円  
三六〇円  
四四〇円  
一、九一〇円  
二、九八〇円

「生地幅試験」  
同 三三〇円  
に改め、同表貴金属及

「スナッグ試験」  
同 九〇〇円  
「マッピング」

山梨県公報号外 第十八号 平成二十二年三月三十日

び宝鉱石の項中、「(マッピング)」を	分光反射率試験	—
件 九〇〇円」に改め、同表素材、機械、電子及び化学の項中、「(演算型プロセッサ)」を	(演算型プロセッサ)	—
クゲージ検査装置による測定)	(CNC三)	同
ロックゲージ検査装置による測定)	(三次元座)	同
次元座標測定機による歯車測定)	(三次元座)	同
次元座標測定機によるスキヤニング測定)	(三次元座)	同
標測定機(画像プロープ)による測定)	(鋼)	一、〇八〇円
標測定機(レーザープロープ)による測定)	(鋼)	四、三〇〇円
標測定機によるスキヤニング測定)	(鋼)	一、六一〇円
光分光分析装置による分析)	一試料	二、二六〇円
銑鉄全炭素定量分析)	同	二、二六〇円
銑鉄全硫黄定量分析)	同	二、二六〇円
による分析)	同	二、二六〇円

量分析) — 同 (鋼銑鉄全炭素定量分析)

同 (鋼銑鉄全硫黄定量分析)

一試料 一、八〇〇円

同 一、八〇〇円

に改める。

**附則**

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日 山梨県知事 横内正明

**山梨県条例第十九号**

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中、「三八一、七〇〇円」を、「三九〇、〇〇〇円」に、「四、八〇〇円」を、「五、〇〇〇円」に改める。

別表第一第二号の表中、「三、二二〇〇円以上八、一〇〇〇円」を、「三、三〇〇円以上八、三〇〇円」に改める。

**附則**

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日 山梨県知事 横内正明

**山梨県条例第二十号**

山梨県流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県流水占用料等に関する条例(平成十二年山梨県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表を次のように改める。  
二 土地占用料

区分	単位	金額	
		所在地	金額
宅地又は庭園	占有面積一平方メートルにつき	市	百八十円
		町村	百四十円
物置、倉庫、小屋、橋梁その他これらに類する工作物	一年		百五十円
			六十円
通路、階段、物置場その他これらに類するもので工作物を設置しないもの	一年		六十円
			六十円
軌条敷（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）及び軌道法（大正十年法律第七十六号）によらないものに限る。）	一本につき一年		百円
			八十円
漁業のための工作物	網いけす		八十円
		その他	百十円
電柱	一本につき一年		百十円
			八十円
電話柱	第一種		六百三十円
			九百七十円
			千三百円
その他の柱類	第一種		千三百円
			九百六十円
			五百六十円
鉄塔	第一種		九百円
			千二百円
			千二百円
ポート係留場又は棧橋	占有面積一平方メートルにつき		千円
			四百八十円
			九百五十円
キャンプ場又は遊歩道	一年		六十円
			三百円
			六十円

の	埋設物又は架設物	長さ一メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき	
			千円	百円
看板、広告板その他これらに類するもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	二百四十円	二十円
			三十四円	二十九円
			五十一円	四十三円
			六十七円	五十七円
			百円	八十六円
			百三十円	百十円
			二百四十円	二百円
			三百四十円	二百九十円
			六百七十円	五百七十円
			千円	千円
自動車教習所	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	一年	百十円	百十円
			百十円	百十円
水田、畑、桑畑、果樹園、牧草地又は採草地	外径が一メートル以上のもの	一年	百十円	百十円
			百十円	百十円

その他	基準として知事が定める額
	知事が定める額

別表備考第五号を第六号とし、別表備考第四号中「占用面積」の下に、「表示面積」を加え、同号を別表備考第五号とし、別表備考第三号の次に次の一号を加える。

四 表示面積とは、看板、広告板その他これらに類するものの表示部分の面積をいうものとする。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 水田、畑、桑畑、果樹園、牧草地又は採草地に係る土地占用料の額は、この条例による改正後の山梨県流水占用料等に関する条例別表第二号の表の規定にかかわらず、当分の間、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)による改正前の農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二十三条第一項の規定により農業委員会が定めた小作料の標準額を基準として知事が定める額とすることができる。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第二十一号**

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表に次のように加える。

塩川第二発電所	北杜市	八二	三一
若彦トンネル湧水発電所	南都留郡富士河口湖町	八〇	五〇

**附則**

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第二十二号**

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表二の項中、「各市」を、「甲府市 富士吉田市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市 身延町 富士河口湖町」に改め、同表四の項中、「富士河口湖町」を、「富士河口湖町 丹波山村」に改める。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)第二条の表二の項及び四の項の上欄に掲げる事務に係る文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)、文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)、山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)若しくは同条例の施行のための教育委員会規則(以下「法律等」という。)の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の前日に法律等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表二の項及び四の項の下欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法律等の適用については、当該市町村の教育委員会とした処分その他の行為又は当該市町村の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県保健所手数料条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第二十三号**

山梨県保健所手数料条例を廃止する条例

山梨県保健所手数料条例(昭和二十八年山梨県条例第十二号)は、廃止する。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の日以後に飲料水試験の成績書又は証明書の交付を申請する場合の手数料については、この条例による廃止前の山梨県保健所手数料条例（次項において「旧保健所手数料条例」という。）第二条から第五条まで及び別表第一号の表の規定は、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の日以後に山梨県行政機関等の設置に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第七号）附則第三項に規定する健康診断の結果に関する文書の交付を申請する場合の手数料については、同項及び旧保健所手数料条例第三条から第五条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、山梨県行政機関等の設置に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第七号）附則第三項中「第二条の規定による改正後の山梨県保健所手数料条例第一条及び第二条の規定にかかわらず、次のとおりとする」とあるのは、「次のとおりとする」とする。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 山梨県条例第二十四号

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例（昭和三十一年山梨県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号（二）中「企画部」を「企画県民部」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番